

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

標記のことについて、平成 30 年 10 月より、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の市町村への届出が新たに義務づけられたことから、下記のとおり書類等の提出をお願いいたします。

記

1 厚生労働大臣が定める基準回数

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1 月当たり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

※ 上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成 30 年 10 月 1 日以降に、居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌日の末日

(例) 10 月に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたもの → 11 月末日までに届出が必要

※ 「作成又は変更した居宅サービス計画」とは、利用者の同意を得て交付したもの。

※ 作成又は変更の内容については別紙「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」を確認してください。

3 提出書類

(1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）

※ 届出書のデータが必要な場合は問合せ先までメールをお送りください。追ってデータを送付します。

(2) 基本情報・アセスメント表の写し

(3) 居宅サービス計画「第 1 表」～「第 7 表」の写し

※ 居宅介護支援経過「第 5 表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみ提出で可。

(4) 訪問介護計画書の写し

※ 指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受

けたもの。

4 提出先及び提出方法

提出先：小郡市役所 介護保険課介護保険係

提出方法：持参又は郵送

被保険者ごとに届出書を表紙とし、提出してください。

提出期限：作成・変更した月の翌月末日

※ ただし、認定申請中の場合には、認定結果が確定してから届出してください。

5 その他

- ・ 提出された書類は、本市において内容確認を行います。必要に応じて面談や電話での聴き取り等を行うことがあります。
- ・ 点検内容については後日お知らせする予定です。
- ・ 給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。
- ・ 用紙のサイズはA4サイズに統一してください。

《問合せ先》

〒838-0198

小郡市小郡255番地1

小郡市役所介護保険課介護保険係

TEL：0942-72-2111

(内線 452 453)

MAIL：kaigo@city.ogori.lg.jp